

平成30年度前橋市猫の去勢・不妊手術費補助金交付要項

平成30年4月1日から適用

|   |
|---|
| 取扱担当課<br>前橋市 健康部 保健所 衛生検査課 (前橋市保健所2階)<br>電話 027-220-5777 (直通) |
|---|

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 交付目的                   | 猫の飼い主等に対し、去勢・不妊手術に要した費用の一部を補助することにより、殺処分になる猫（望まれない妊娠により生まれた猫）を減らすこと及び猫に起因する被害等の防止を図り、もって良好な生活環境を保持することを目的とします。  |
| 補助事業者                  | この補助の対象となるのは、次に掲げる要件の全てに該当する個人とします。また、補助金交付は1世帯につき3匹を限度とします。<br>(1) 市内に住民登録があり、その住所地に居住している者<br>(2) 市内において、猫（営利を目的として飼育している猫を除く。）を飼育管理している者又は所有者の判明しない猫を、責任を持って世話している者  |
| 内容<br>交付の対象となる事業及び対象経費 | 1 交付の対象となる事業<br>獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者（以下「獣医師」という。）が行う猫の去勢・不妊手術<br>2 対象経費<br>1の手術に要する費用  |
| 交付金額                   | 猫の去勢・不妊手術に要した費用の一部として次に掲げる額を限度とし、予算の範囲内で補助します。<br>ただし、手術に要した費用が限度額を下回る場合は当該要した金額とします。<br>(1) 去勢手術 1匹につき3,000円<br>(2) 不妊手術 1匹につき5,000円                                   |
| 交付条件                   | 1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。<br>2 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定兼確定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。                     |
| 交付申請の方法、時期等            | 平成30年4月1日以降に猫の去勢又は不妊手術を行った補助事業者は、事業が完了した日（猫の去勢・不妊手術に要した費用を支払った日）から3か月以内に次の書類を提出してください。<br>ただし、事業が完了した日が平成31年1月1日以降の場合は、平成31年3月31日までに提出してください。<br>(1) 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） |

|          |                    |   |
|----------|--------------------|---|
| 交付申請の手続等 |                    | (2) 獣医師が発行した当該猫の去勢・不妊手術に要した費用に係る領収書等（原本）。領収書等は原則、猫1匹につき1枚とする。   |
|          | 交付決定の時期等           | 提出された書類の審査を行い、申請書を受理した日から30日以内に予算の範囲内で交付の可否、金額等を決定し、次の書類により通知します。（ただし、平成31年3月1日以降に受理した申請については、平成31年3月31日までに決定します。）<br>交付決定兼確定通知書（様式第2号）<br>不交付決定通知書   |
|          | 請求の方法、支払時期等        | 1 前橋市猫の去勢・不妊手術費補助金交付請求書（様式第3号）により請求してください。<br>2 補助金の交付決定及び額を確定した日から30日以内に支払います。   |
|          | 対象事業等が、変更となった場合の手続 | 1 補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更の手続が必要となります。<br>2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書（様式第4号）を提出し、承認の決定を受けなければなりません。  |
|          | 変更等承認決定の時期等        | 変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、次の書類により通知します。<br>変更等承認通知書（様式第5号）   |
|          | 交付決定の取消し又は補助金の返還   | 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。<br>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。<br>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。<br>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。<br>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。<br>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額。<br>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、超える部分の金額 |
| 様式       | 申請書等の様式            | 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）<br>2 交付決定兼確定通知書（様式第2号）<br>3 交付請求書（様式第3号）<br>4 変更等承認申請書（様式第4号）<br>5 変更等承認通知書（様式第5号）   |